

注釈 警察官職務執行法 〔五訂版〕

■ 皇宮警察本部長 古谷 洋一 編著

■ A5判 ■ 並製 ■ 592頁

定価 3,520円 (本体3,200円+税10%)

ISBN978-4-8037-2231-4 C3032

本書のポイント

信頼と実績！ 警察学校のテキストにも採用される、警職法解説の定番書！

条文の解釈に加え、関連法令や警察官の権限行使をめぐる問題にも言及し、判例も多数掲載した実務必携の逐条解説書。警職法の正確な理解と、具体的な事例に即した的確な現場執行力に役立つ！

諸法令の改正等を反映し、新たな裁判例や論点を追加した最新版！

関連法令の制定・改廃を反映し、保護・立入り関係を中心に裁判例を約50件追録！ 留め置きに関する「二分論」やサイバー攻撃の防御等、近時の新たな論点についても言及。

警職法制定時に遡り、各規定の背景や解釈の根拠・出典を明らかに！

警職法制定時の注釈書を含む先行文献を改めて解き明かし、各規定の背景や解釈の根拠・出典ができるだけ明らかにするとともに、理論と実務に不合致のある点等についても記載の充実に努めた。

内容見本

54 § 2 質問
(質問)
第2条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行わようとしていることについて知つて停止させて質問することができる。
2 その場で前項の質問をすることが本人に及ぼす不利益が交通の妨害になることを認めらるる場合においては、該者の者に附近的の警察署、派出所又は駐在所に同様の権限を有する者が行はれる。
3 前2項に規定する者は、刑事訴訟に従事する者又は公職員の身柄を拘束され、又はその意に反しては駐在所に運搬され、若しくは答弁を強要される。
4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により規定されたものでは、その身体について凶器を所持している者に対する質問が行われる。

第1 本条の趣旨

1 職務質問の意義

そのための任と規定してある。この規定によれば、質問の権限は、若しくは犯人を犯すことを予想するものである。

注釈 警察官職務執行法

〔五訂版〕

古谷 洋一 編著



立花書房

212 § 2 質問

第7 任意同行（同行要求）

1 意義

その場で職務質問をすることが相手方に対して不利であり、又は交通の妨害となると認められる場合に、質問するため、相手所又は駐在所（相手方にに対して不利ではなく、交通の妨害を含む旨と解される）への同行を求めることが要求にした相手方に警察署等に同行することを第2項の任意同行（同行要求）の趣旨は、あくまで相手方に対することができるとするにとどまるもので（進行する）権限を警察官に与えたものではないからであっても相手方が警察官の要求に応じたのであるべく任意同行ということができる。

なお、刑事訴訟法に基づく犯収逃匿の過程で、司法警察職員等が被疑者の自宅等へ赴き、被疑者とともに一般に任意同行と呼ばれているが、これは、異なるものである。

2 任意同行の要件

本条第2項の任意同行は、職務質問のために認

これを行なうためには、職務質問の要件があること。

「その場で……質問をすることが本人に対して不利益となると認められる場合」であることを必要とする。

（2）場合としては、風雨や寒気が厳しい場所で名前を挙ねうおそれがある場合等が考えられる。

（3）もっとも、同行の際に許される実力行使の限度について質問の際に許される実力行使の限度として第三回規則段に当たらない実力行使であり、かつ、必要性、緊急度にて相当と認められるものであることを要件とする。

（4）実際に行なわれている職務質問の件数を把握するこ

31・今角元太中の職務質問による刑法の認定数件数作、31・100である。（警視庁「警察統計書」令和3年版）（参考）過去1年間における職務質問の件数は、過去1年間に職務質問を受けた者の総合として3.5%といふ値が示されている（社会資金研究財团「アートカルチャー」110通報等に関する調査調査会「14回」）。

（5）職務質問の性格について、大阪高裁判決（3・3・1）は、「職務質問なしに心細に付ける所持品検査は、それが犯罪の認定をして行われる場合であっても、任意手段であることを要りがない（）」とし、最高裁判所（5・6・20も、所持品検査との誤認で、「所持品検査の任意手段である職務質問の実施行為をして検査されるのであるから、所持人の承認を得て、その限度においてこれをを行うのが原則であることはいままでない」と）としている。

（6）相当数の支援者等が集まつた事例（東京地判平3・9・25）

（講道館執筆予定者の演説会告知ポスターを駐車場の壁に貼付していたX（原告）らに警察官Aらが職務質問したところ、支援者等が集まつて質問の継続が不可能になったため、警察署への同行を求め、検査用車両で同行した事案）

目次裏面参照▶▶▶

序 説

- 第1 制定の経緯
- 第2 警職法の構成
- 第3 任意活動と警職法
- 第4 犯罪捜査と警職法

第1条 (この法律の目的)

- 第1 本条の趣旨
- 第2 権限の主体
- 第3 警職法に規定する権限の行使
- 第4 いわゆる「警察権の限界」論
- 第5 違法な権限行使とその効果

第2条 (質 問)

- 第1 本条の趣旨
- 第2 職務質問の要件
- 第3 停 止
- 第4 自動車検問
- 第5 質 問
- 第6 所持品検査
- 第7 任 意 同 行 (同行要求)
- 第8 身 体 捜 査

第3条 (保 護)

- 第1 本条の趣旨
- 第2 保護の要件
- 第3 要件の判断基準
- 第4 保護の実施
- 第5 保護開始後の手続
- 第6 犯罪捜査との関係
- 第7 他の法律による通報義務

第4条 (避難等の措置)

- 第1 本条の趣旨
- 第2 危険な事態
- 第3 措置の内容
- 第4 事 後 手 続

第5条 (犯罪の予防及び制止)

- 第1 本条の趣旨
- 第2 警 告
- 第3 制 止
- 第4 現行犯罪の制止

第6条 (立 入)

- 第1 本条の趣旨
- 第2 危険な事態における他人の土地等への立入り
- 第3 公開の場所への立入要求
- 第4 立入りの際の注意義務等

第7条 (武器の使用)

- 第1 本条の趣旨
- 第2 武 器
- 第3 武器の使用が許される場合
- 第4 人に危害を与えることが許される場合

第8条 (他の法令による職権職務)

- 第1 本条の趣旨
- 第2 法令による職権職務

資 料

- 1 警察官等職務執行法案 (昭和 23 年政府原案)
- 2 警察官職務執行法の一部を改正する法律案(昭和 33 年改正案)
- 3 行政執行法
- 4 行政執行法施行令
- 5 行政警察規則 (抄)
- 6 警察官等けん銃使用及び取扱い規範 (抄)
- 7 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範 (抄)
- 8 警察官等警棒等使用及び取扱い規範 (抄)
- 9 警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範 (抄、平成 13 年改正直前のもの)
- 10 催涙ガス器具の使用および取扱いに関する訓令 (抄)
- 11 警察官等の催涙スプレーの使用に関する規則
- 12 警察官吏武器使用規程
- 13 警察官吏拳銃ノ携帯使用ニ関スル件 (抄)
- 14 米国統一逮捕法

事 項 索 引**裁判例索引**

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書*** 注釈 警察官職務執行法〔五訂版〕****合 計**

部

ご所属名	府 績
(署・隊・課)	

ご担当者名 (TEL :)

係 名	氏 名

係 名	氏 名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

**立花書房**

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibananashobo.co.jp>